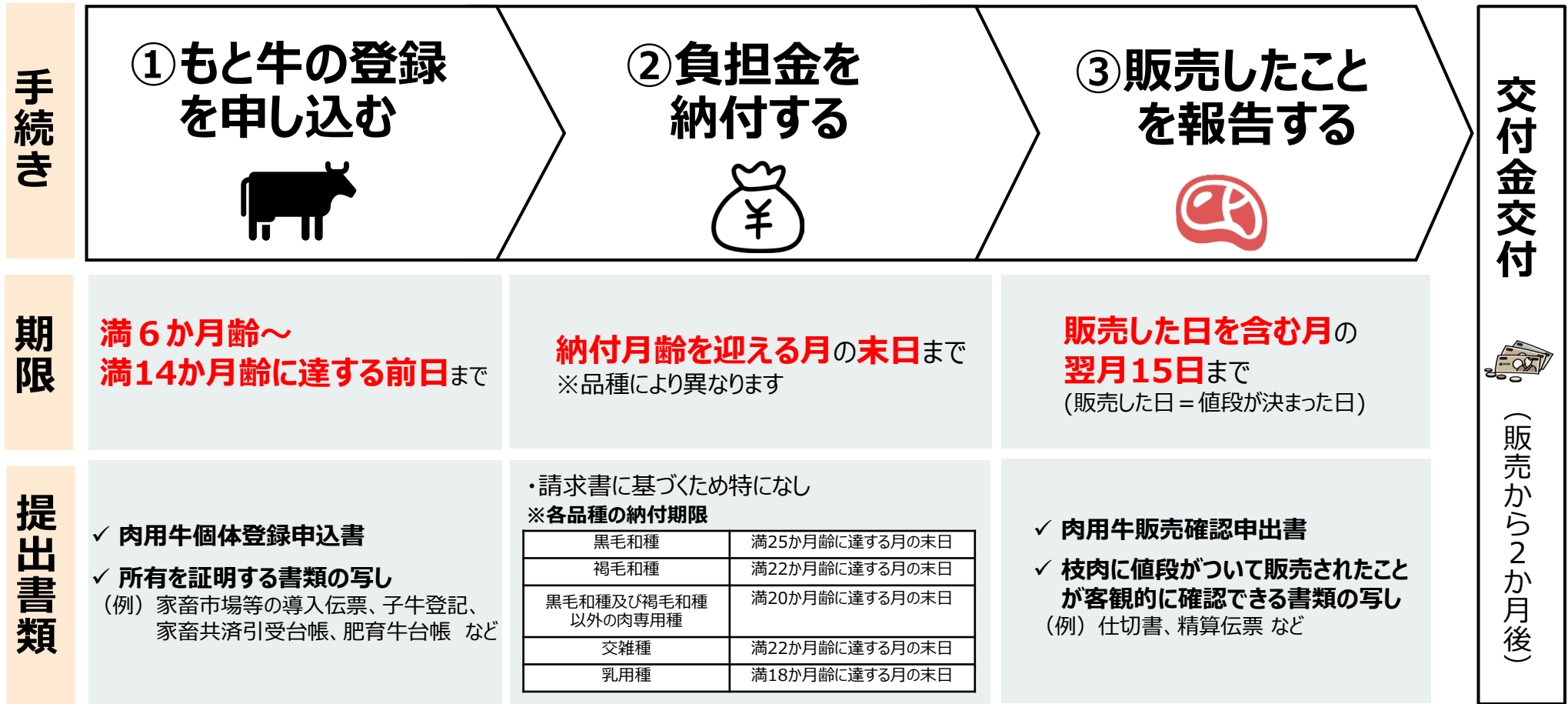


1. 個体登録から交付までの流れ（通常肥育）



もと牛登録後、【肥育中に牛が死亡した】、【繁殖に転用した】、
【肥育開始日から8か月肥育する前に販売した】、【枝肉が全部廃棄となった】場合など

肉用牛個体登録削除申出書を提出

注意

➢ 相対取引で販売する場合は、現金手渡しでの取引ではなく、必ず金融機関を通してその通帳の写しを提出してください。

➢ 各手続きは牛個体識別情報でも確認しますので、牛トレサデータにおける転入・転出の届け出は速やかに行ってください。

➢ 期限を過ぎると個体登録や交付金交付が行えなくなりますので、提出期限は厳守をお願いします。

2. 承継・変更の手続きなど

手続き	➢ 登録生産者が亡くなり経営を引き継いだ ➢ 個人経営から法人化した など	➢ 法人名・代表者が変わった ➢ 引っ越しで住所が変わった など	➢ 飼養地を変更した ➢ 品種・生年月日を登録時から修正する など
提出書類	✓ 権利義務承継承認申請書 ✓ 要件審査申請書（承継先が新規の場合） ✓ 承継理由に応じた証拠書類 証拠書類の例：（相続の場合）死亡診断書や住民票の除票などの写し、（廃業等の場合）事業の売買契約書、資産繰入証明書などの写し	✓ 肉用牛生産者登録内容変更届 ✓ 要件審査申請書の変更部分更新版 法人の場合は履歴事項全部証明書などを添付してください。	✓ 個体登録内容変更届 ※牛トレサに変更が反映されていない場合には、変更後の内容を証明する書類
手続き	➢ 農場を閉鎖・新設した	➢ 牛マルキンをやめる	
提出書類	✓ 牛トレサデータベースの利用手続き 農場内の牛のトレサデータを要件確認に使用します。	✓ 肉用牛生産者登録中止届	